

開局時間のご案内

月・火・木・金 8:45-18:00
水 8:45-12:30
土 8:45-14:00

日・祝祭日・第2、4土曜日 休み（24時間対応）

●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00-閉店まで 土曜日13:00-閉店まで

※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

※営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:00-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月30日-翌年1月3日)



緊急連絡先 080-9714-8813

薬局の管理および運営は以下のとおりです



許可区分 | 薬局



開設者

株式会社うさぎ薬局

代表取締役

白石 誠一郎



取り扱う一般用医薬品

要指導医薬品

第一類医薬品

指定第二類医薬品

第二類医薬品

第三類医薬品



管理薬剤師(受付・調剤・在庫管理・薬局管理
在宅業務・OTC販売等)

1名

勤務する薬剤師(受付・調剤・在宅業務等)

3名

勤務する登録販売者(販売・情報提供・相談)

1名

薬剤師

白衣:名札に氏名及び「薬剤師」

登録販売者

事務制服:名札に氏名及び「登録販売者」

その他の勤務者

事務制服:名札に氏名



営業時間

8:45-18:00(月・火・木・金)

8:45-12:30(水)

8:45-14:00(土)

休日:日・祝・第2, 4土曜日

医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする

営業時間外の相談時間

携帯電話にて対応

080-9714-8813



薬局の名称・許可番号・許可
年月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証(別掲)を参照

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導 医薬品

医療用から市販用が変わった、特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が使用方法や注意点を書面で説明し、対面販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類 医薬品

使用上特に注意が必要な薬です。

これらの薬を購入する際には、**薬剤師**が書面を用いて重要な情報を提供し、販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類 医薬品

第2類医薬品は使用上の注意が必要な薬です。**指定第2類医薬品**は第2類医薬品の中でも特に注意が必要な薬です。使用前には「してはいけないこと」を必ず確認してください。

これらの薬は**薬剤師**または**登録販売者**が重要な情報を提供し、販売を行います。商品は直接手に取って確認することができます。

第3類 医薬品

要指導医薬品や第1類、第2類医薬品以外で比較的安全性が高いと認められている一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供を行い、販売いたします。これらの商品は、直接手に取って確認することができます。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

富士薬剤師会

0545-53-8296

私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令やガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

皆さまの個人情報を厳重に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集(副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など)
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- 医療保険関連業務(調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など)
- 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化(同意が必要な場合は同意を取得)
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴(薬剤服用歴)を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。



調剤基本料3のイ・・・・・・・・・・24点

後発医薬品調剤体制加算2・・・・・・・・28点

医療DX推進体制整備加算1・・・・・・・・10点

連携強化加算・・・・・・・・・・・・5点

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

処方箋受付数は月1,800回以下、グループ内の薬局数は300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月4万回以上40万回以下です。医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制が整えています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品
に変更を希望され
る方は薬剤師にご
相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品(後発医薬品)を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回（2-9人）

342単位/回（10人以上）

1単位=10円 10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回（2-9人）

290点/回（10人以上）

1点=10円 10点=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

うさぎ薬局鷹岡店 管理薬剤師 石川 雄
静岡県知事指定介護保険事業所 第2242312052号

TEL 0545-67-2500
FAX 0545-67-2501
緊急電話 080-9714-8813（24時間対応）

調剤だけでなくおくすり相談や 健康チェックも行っています

おくすり相談



健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さま、お薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付(健康保険から給付される医療費)と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代



点眼容器 50円
水剤容器 30ml: 50円
60-500ml: 50円
軟膏容器 30g: 50円
その他 50円

患者希望による一包化



1回につき
500円
※医師の指示があれば
保険適用となります

長期収載品の選定療養



2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品(特許期間を終了した医薬品)を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

患者希望による 甘味料などの添加



1日分につき
10円

患者さん宅への薬の持 参料・在宅医療の交通費



1回につき
500円

患者希望による 服薬カレンダー



1日4回1週間分
1,500円～

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

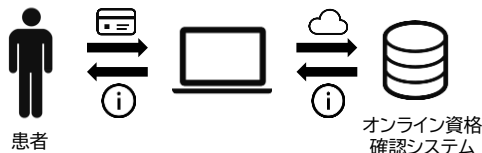
マイナ保険証利用の促進

マイナンバーカードの保険証利用促進など、医療DXで質の高い医療を目指しています。



オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認で患者さんの診療・薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。



※オンライン資格確認の個人情報利用は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみに限られ、本人の同意なく他の目的に利用できません。

電子処方せんの活用

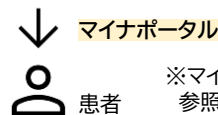
電子処方せんは、オンライン資格確認システムを使い、医師・薬剤師間でお薬情報を連携します。重複処方や飲み合わせの危険性を減らせます。



医師・医療機関

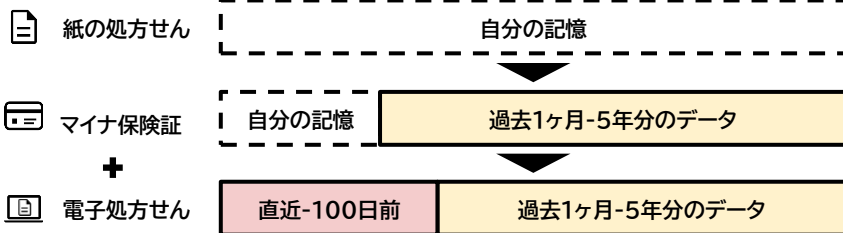
管理サービス

薬剤師・薬局



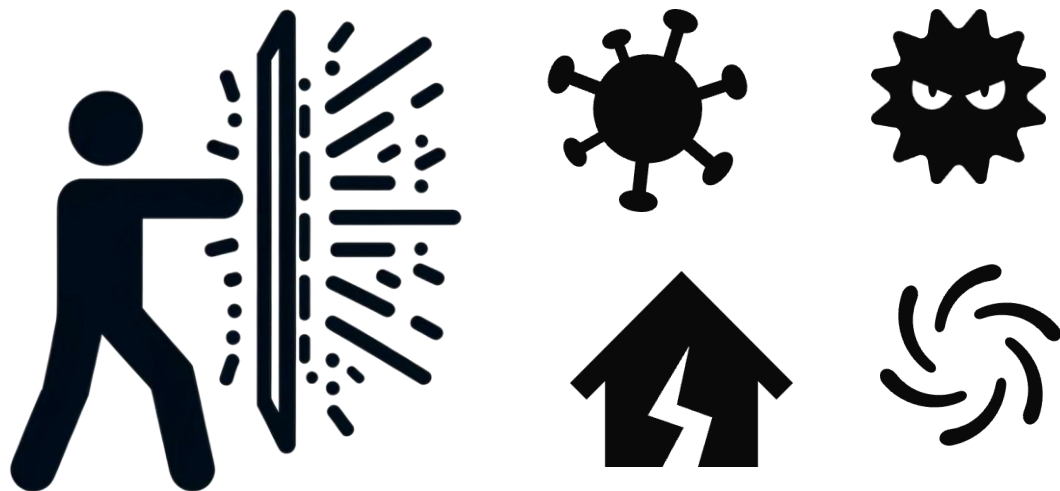
※マイナンバーカードでお薬情報参照に同意したとき

電子処方せんは、マイナンバーカード活用で最大限に機能し、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。



健康管理や市販薬との飲み合わせの確認に活用できます

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

医薬品の供給に関するお願い

この数年、一部のお薬が全国的に手に入りにくい状況が続いています。これは、主に一部の医薬品の製造工場でトラブルが発生し、生産が遅れていることが原因です。加えて、新型コロナなどの感染症の流行によって、特定の医薬品の需要が急増していることも影響しています。

薬の供給状況により、以下の変更をお願いする場合がございます。



- ・同一成分・同一薬効薬への変更
- ・処方日数の変更

お薬の変更や処方日数の調整を行うにあたり、医師に確認させていただく場合がございます。そのため、調剤にお時間をいただく場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

当薬局では、必要な医薬品を確保するため、地域の薬局間で医薬品の融通を行い、処方せんを発行した医療機関と積極的に情報共有に努めています。

2024年10月から薬の自己負担が変わります

長期収載品の選定療養について



長期収載品の選定療養ってなに？

- 先発医薬品（長期収載品）を選択する場合、価格差の一部をご負担いただきます。
- 医療上の理由がない限り、「特別の料金」+消費税が加算されます。
- この料金は薬局の収入にはなりません。
- 医療保険財政の改善を目的としています。

※医師・薬剤師の判断、供給不安定な品目は対象外。

※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選択。

※薬剤料以外の費用は、これまでと変わらな

先発医薬品
2024年9月まで

保険給付	一部負担
------	------

ジェネリック医薬品

保険給付	一部負担	先発医薬品とジェネリックの価格差
------	------	------------------

先発医薬品
2024年10月-

保険給付	一部負担	特別の料金*
------	------	--------

*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の4分の1。さらに消費税が追加されます。

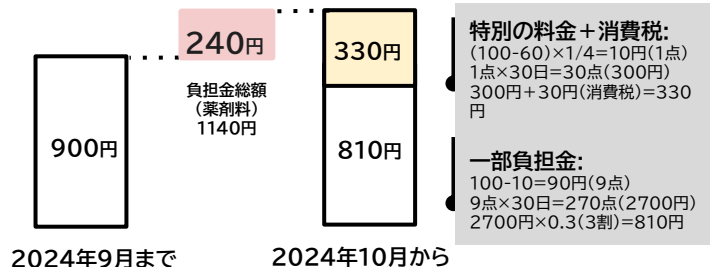
患者負担の総額



どのくらい高くなるの？

先発薬とジェネリックの差額の1/4に消費税を加えた額が特別料金となり、一部負担金が加算されます。例えば差額40円の場合、特別料金は10円+消費税です。自己負担額は個々で異なるため、詳しくは薬局でご確認ください。

先発医薬品(1錠100円)、ジェネリック(1錠60円)
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



将来にわたって国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

労災
指定
保険
局

生活
保護
法
指定

項目	種目	主な要件、算定上関	点数
事前管理指導		処方箋交付1回につき、薬剤師/薬剤師の指導	7日分以上4日、8-14日分28点 15～28日分50点、29日分以上1、60点
① 内服薬あり		内服薬1剤につき、3割分まで	46点
② ①以外		処方箋変更あり	残薬調整以外40点、残薬調整20点
書置投薬・相互作用等防止加算			初来月間3点
薬剤管理加算		一増加医療機関から6計6種類以上の内服薬が処方されている患者	2割目以降（処方変更、加算）
医療情報提供加算		① オンライン医療情報提供、1年に1回まで	59点
臨床管理指導料		処方箋交付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	再調剤45点、それ以外1点
① 通常（②、③以外）		処方3以内の再調剤（特約による情報提供あり）またはそれ以外で	45点
② 介護・福祉施設等入所者		① 医薬品及び管理材料に基づき指導、対象患者の最初の処方時1回	再調剤45点、それ以外59点
③ 医療機器等使用（オンライン）		② 遠方受診（長期処方箋の送付）等の送付、対象患者の最初の処方時1回	22点
臨床管理指導加算		③ 3か月以内の再調剤（特約による情報提供あり）またはそれ以外	10点
特定薬剤管理指導加算1		厚生労働大臣が定める安全管理に必要となる医薬品	新たに処方10点、指導の必要5点
特定薬剤管理指導加算2		① 抗悪性腫瘍剤に対する悪性腫瘍の治療に使用し、月1回まで	50点
特定薬剤管理指導加算3		① 医薬品及び管理材料に基づき指導、対象患者の最初の処方時1回	10点
② 遠方受診（長期処方箋の送付）等の送付、対象患者の最初の処方時1回			59点
③ 6歳未満の乳幼児			12点
乳幼児臨床管理加算		医療的ケア（18歳未満）	350点
小児特定加算		咽頭または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
吸入薬加算		③ 3か月以内の再調剤の5割手帳の活用率及び5割以上、加算に算定不可	13点
臨床管理指導料（特例）		処方箋交付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等を算定せず	59点
処方箋交付1回につき、臨床情報等提供料の算定不可			76点
かかりつけ薬剤師指導料		① 処方箋交付1回につき、臨床情報等提供料の算定不可	76点
臨床管理指導加算		① 厚生労働大臣が定める安全管理に必要となる医薬品	新たに処方10点、指導の必要5点
特定薬剤管理指導加算1		① 抗悪性腫瘍剤に対する悪性腫瘍の治療に使用し、月1回まで	50点
特定薬剤管理指導加算2		① 医薬品及び管理材料に基づき指導、対象患者の最初の処方時1回	10点
特定薬剤管理指導加算3		② 遠方受診（長期処方箋の送付）等の送付、対象患者の最初の処方時1回	59点
③ 6歳未満の乳幼児			12点
乳幼児臨床管理加算		医療的ケア（18歳未満）	350点
吸入薬加算		咽頭または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師指導料		③ 処方箋交付1回につき	29点
外来処方箋交付料2		月1回まで	18.5点
外来処方箋交付料2		① 一般化受診、内服薬のみ	34分/7日分、43日分以上240点
施設設備加算		入院中の患者がおり、施設職員と協働した管理受診・受診、月1回まで	50点
施設設備加算		内服薬に種類以上の2種類以上を処方、月1回まで	90点
施設設備加算		① 内服薬に種類以上の2種類以上を処方、月1回まで	90点
施設設備加算		② 書置投薬の解消の実績があるまたはそれ以外	実働約110点、それ以外50点
施設設備加算		③ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		④ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑤ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑥ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑦ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑧ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑨ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑩ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑪ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑫ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑬ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑭ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑮ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑯ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑰ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑱ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑲ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		⑳ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉑ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉒ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉓ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉔ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉕ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉖ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉗ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉘ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉙ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉚ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉛ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉜ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉝ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉞ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㉟ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊱ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊲ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊳ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊴ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊵ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊶ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊷ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊸ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊹ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊺ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊻ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊼ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊽ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊾ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿ 施設設備規制の解除の届出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
施設設備加算		㊿	

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合） ＊（所定単位につき15円を超える場合） 〔多剤投与時の減額措置〕	薬剤調製料の所定単位につき ＊ 1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料 A・B の保険薬局の場合	1点 10円又はその端数を増すごとに1点 所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	518単位
① 単一建物居住者 1人	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による静脈投与が 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	379単位
② 単一建物居住者 2～9人		342単位
③ 単一建物居住者 10人以上		46単位
④情報通信機器を用いた服薬指導		100単位
服薬管理指導加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
医療用麻薬持続注射療法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
在宅中心静脈栄養法加算		所定単位数の15%
特別地域加算		所定単位数の10%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の 5%
中山間地域等居住者サービス提供加算		